平成２３年（フ）第２１２号
静岡県三島市徳倉906番地の２　ヨコミチビル201
債務者　松下　勝幸
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
静岡県熱海市梅園町25番37号　梅香荘102
債務者　牧野恵美子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７１９号
名古屋市西区浄心本通３丁目43番地の５　サンハウス浄心２Ｂ
債務者　金光里光こと　卓　　里光
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３１号
名古屋市北区光音寺町１丁目72番地　コーポひろみ102号
債務者　堀之内カツ子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０号
北海道室蘭市高砂町１丁目42番３―201号、前住所北海道室蘭市高砂町１丁目55番２号
債務者　松橋　慶子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
北海道伊達市梅本町29番地26
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
神奈川県平塚市浅間町６番３―204号　ハイツ崇善
債務者　中村　健治
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２７６号
神奈川県平塚市浅間町６番３―204号　ハイツ崇善
債務者　中村　聡子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０６号
神奈川県小田原市鴨宮416番地の２　サニーハイツＡ202
債務者　菊地　由紀
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３１５号
神奈川県厚木市山際840番地１　アルカンシェル201
債務者　黒田　優雅
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３５０号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番２―308号
債務者　新井　直子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２９号
新潟市東区東中島３丁目12番７号　コンフォート東中島101号、前住所北海道旭川市春光７条３丁目１番４―408号
債務者　菊地　亜衣
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６５号
新潟市東区新岡山２丁目２番13号
債務者　小林　康利
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８８号
新潟市西区寺尾西５丁目６番26号　カムニス105号、前住所新潟市西区五十嵐東１丁目５番55号　エスペランサＢ号
債務者　冨澤　　登
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９３号
愛知県岩倉市旭町１丁目22番地２　岩倉グリーンハイツＣ棟707号
債務者　那須裕加里
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２０８号
愛知県一宮市奥町字神田28番地１　シャトール神田102号
債務者　丹下　明生
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２０２１号
京都市南区上鳥羽戒光町40番地13　西川アパート３号、前住所京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６―２棟609号
債務者　奥本　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係